

他市 障害者差別解消のための調整委員会内容まとめ(小幡資料)

2018/2/23.

自治体名	さいたま市	八王子市	別府市	松江市
条例名	誰もが共に暮らすための障害者の権利擁護等に関する条例	障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例	別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例	松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例
事例解決のための組織体制	障がい者の権利に関する委員会	八王子障害者の権利擁護に関する調整委員会	別府市障がい者差別等事案解決委員会	松江市障がい者差別解消推進委員会
委員会人数	委員10名以内(+臨時委員12名)	委員20名以内	委員12人以内	委員10名以内
構成メンバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 大学教員</li> <li>* 医師</li> <li>* 弁護士</li> <li>* 障害当事者またはその家族(肢体・聴覚・知的・精神・視覚)</li> <li>* 関係団体(人権擁護委員・社会保険労務士会)</li> <li>* 医療機関</li> <li>* 相談支援事業者</li> <li>* 行政機関</li> <li>* 市職員(消費生活センター・健康福祉課・教育委員会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 弁護士</li> <li>* 人権擁護委員</li> <li>* 学識経験者</li> <li>* 医療関係者</li> <li>* 特別支援学校長</li> <li>* 障害者支援事業者</li> <li>* 障害者団体代表する障害当事者相談支援事業者</li> <li>* 商工会議所</li> <li>* 不動産関係団体</li> <li>* 社会福祉協議会</li> <li>* 教育委員会</li> <li>* 保健所等</li> </ul>	<p>構成メンバーについては条例に明記されず(HPからも探し出せませんでした)</p>	<p>構成メンバーの明記はないが、以下の内容が条例に明記されている 「第11条 2項 市は、前項に掲げる事務の全部又は一部を次の各号に掲げる者(以下「地域相談員等」という。)に委託することができる。 (1) 身体障害者相談員(身体障害者福祉法(昭和24年法律283号)第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員をいう。) (2) 知的障害者相談員(知的障害者福祉法(昭和35年法律37号)第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員をいう。) (3) 障がいのある人への相談支援を行う事業者 (4) 前3号に掲げる者のほか、特に市長が適当と認める者」</p>
資料	さいたま市HPより <a href="http://www.city.saitama.jp/002/003/004/001/003/p030697.html">http://www.city.saitama.jp/002/003/004/001/003/p030697.html</a>	八王子HPより <a href="http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/010/p004338.html">http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/010/p004338.html</a>	別府市HP <a href="http://www.city.beppu.oita.jp/sei/katu/fukusi/syougaisyafukusi/detail3.html">http://www.city.beppu.oita.jp/sei/katu/fukusi/syougaisyafukusi/detail3.html</a>	松江市HP <a href="http://www1.city.matsue.shimane.jp/kenkou/shougaisha/sabetukaisyout.html">http://www1.city.matsue.shimane.jp/kenkou/shougaisha/sabetukaisyout.html</a>